
鳥獣保護管理制度について

環境省鳥獣保護管理室

1. 鳥獣保護管理法の体系と沿革
2. 科学的・計画的な鳥獣保護管理
3. 鳥獣保護管理の体制
4. 近年のトピック（緊急銃猟制度等）

1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革

鳥獣保護管理法制の沿革

我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・銃猟のみ規制の対象
- ・銃猟の免許鑑札制
- ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

- ・職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定（全部改正）

- 現行法の骨格が完成
- ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
 - ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和25年 狩猟法の改正

- ・鳥獣保護区制度の創設
- ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（改称）

- ・鳥獣保護思想の明確化
- ・鳥獣保護事業計画制度の創設

（ ※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管 ）

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・国と都道府県の役割の明確化

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定（ひらがな化）

- ・指定猟法禁止区域制度の創設
- ・捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・網・わな免許の分離
- ・鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・輸入鳥獣の標識制度の導入

（ ※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

- ・市町村への捕獲許可権限の委譲

平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・鳥獣の管理の強化
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
- ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

令和7年 鳥獣保護法の改正

- ・緊急銃猟制度の創設【New!!】

- 鳥獣の保護及び管理
- 狩猟の適正化



- 生物多様性の確保
- 生活環境の保全
- 農林水産業の健全な発展



自然環境への恵沢を享受、地域社会の健全な発展

鳥獣保護管理法の施策体系

国（環境省）

基本指針

狩猟鳥獣・希少鳥獣・指定管理鳥獣の指定

法定猟法・狩猟期間など狩猟制度の管理

鳥獣の輸出入の許可

希少鳥獣の捕獲許可、保護・管理計画の策定

危険猟法による捕獲許可

国指定鳥獣保護区の指定、保全事業の実施

など

（交付金により支援）

技術的助言

即して作成

都道府県

鳥獣保護管理事業計画

捕獲許可

鳥獣捕獲等事業の認定

飼養の登録・販売の許可

住居集合地域等での麻酔銃猟の許可

都道府県指定鳥獣保護区、休猟区の指定

特定猟具使用禁止区域、捕獲禁止区域等の指定

狩猟制度の運用（狩猟免許・狩猟者登録など）

など

※鳥獣保護管理法における事務は、原則都道府県の自治事務
※下線はH26法改正により新設された制度

任意

第一種特定鳥獣保護計画

第二種特定鳥獣管理計画

任意

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

市町村

地方自治法（事務処理特例条例）や鳥獣被害防止特措法に基づく一部権限移譲

捕獲許可（有害鳥獣捕獲等）

飼養の登録

など

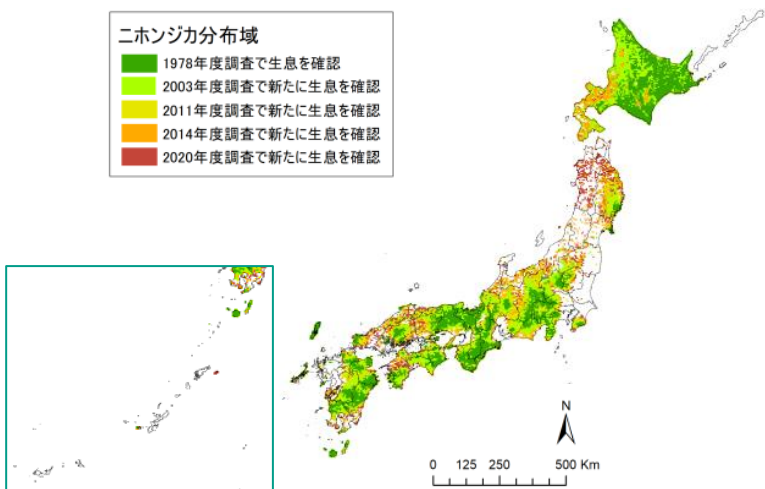
緊急銃猟

※緊急銃猟はR7法改正により新設された事務

野生鳥獣の分布域の拡大

ニホンジカ分布域

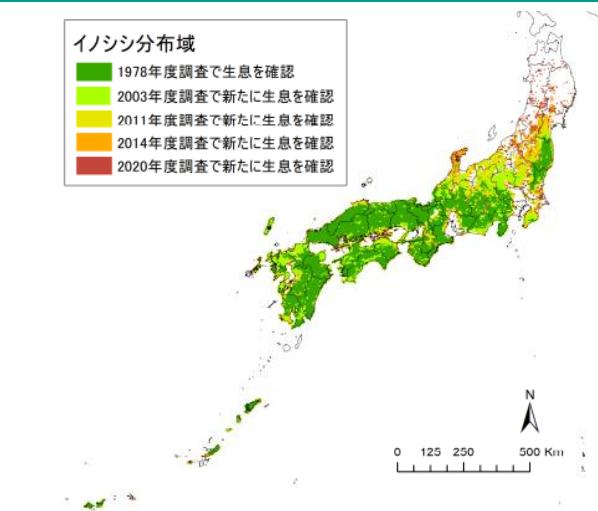
- 1978年度調査で生息を確認
- 2003年度調査で新たに生息を確認
- 2011年度調査で新たに生息を確認
- 2014年度調査で新たに生息を確認
- 2020年度調査で新たに生息を確認



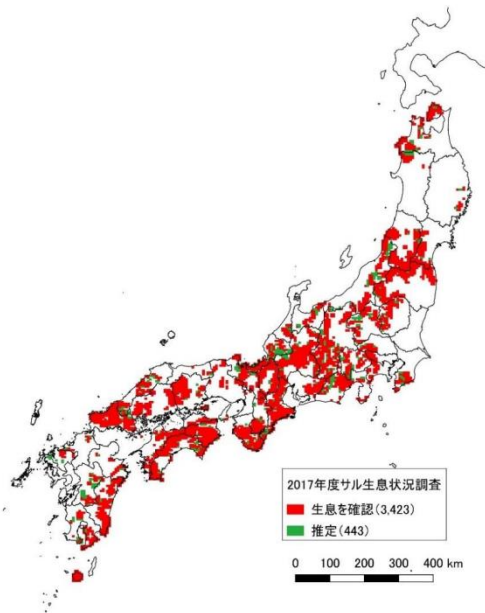
シカ 1978年→2020年 **約2.7倍**

イノシシ分布域

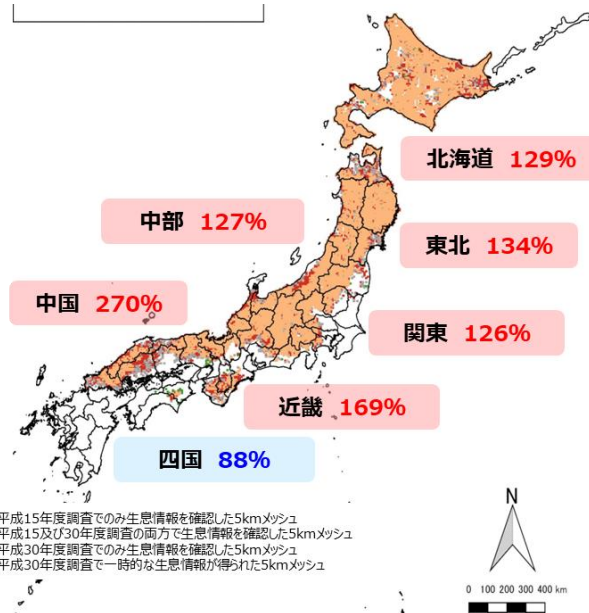
- 1978年度調査で生息を確認
- 2003年度調査で新たに生息を確認
- 2011年度調査で新たに生息を確認
- 2014年度調査で新たに生息を確認
- 2020年度調査で新たに生息を確認



イノシシ 1978年→2020年 **約1.9倍**



サル 1978年→2018年 **約1.7倍**



クマ 2003年→2018年 **約1.4倍**

野生鳥獣による被害（ニホンジカの採食圧による下層植生の衰退）

大台ヶ原



剣山

(高知県鳥獣対策課提供)

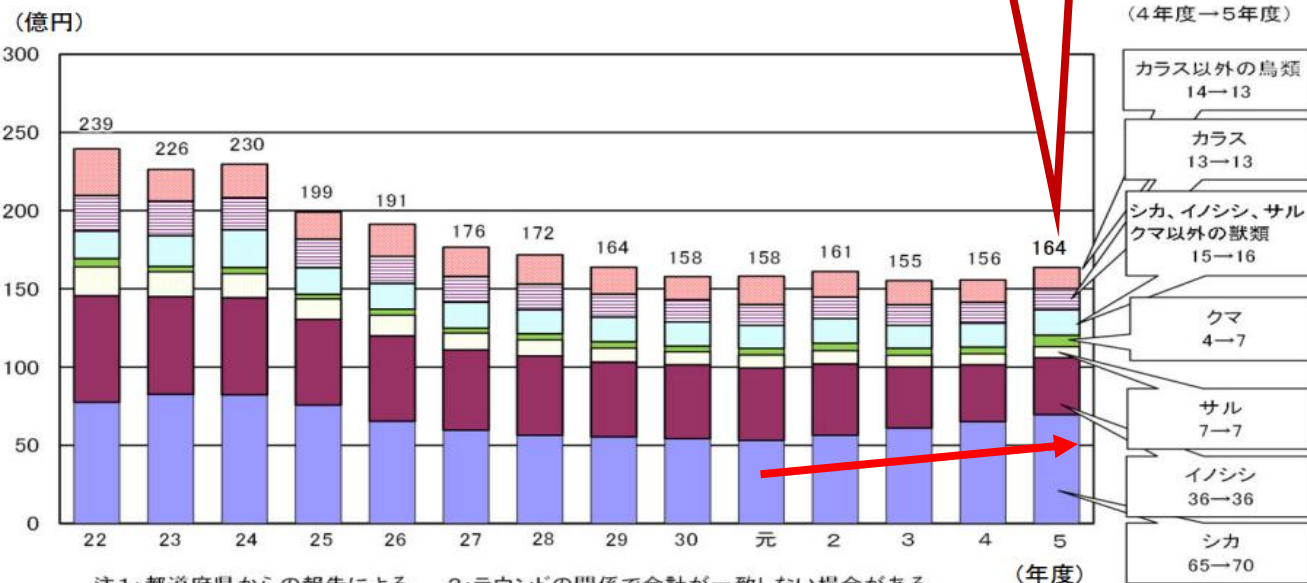


2002年

2008年

農作物被害金額の推移

164億円



注1: 都道府県からの報告による。 2: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

農林水産省ウェブサイトから



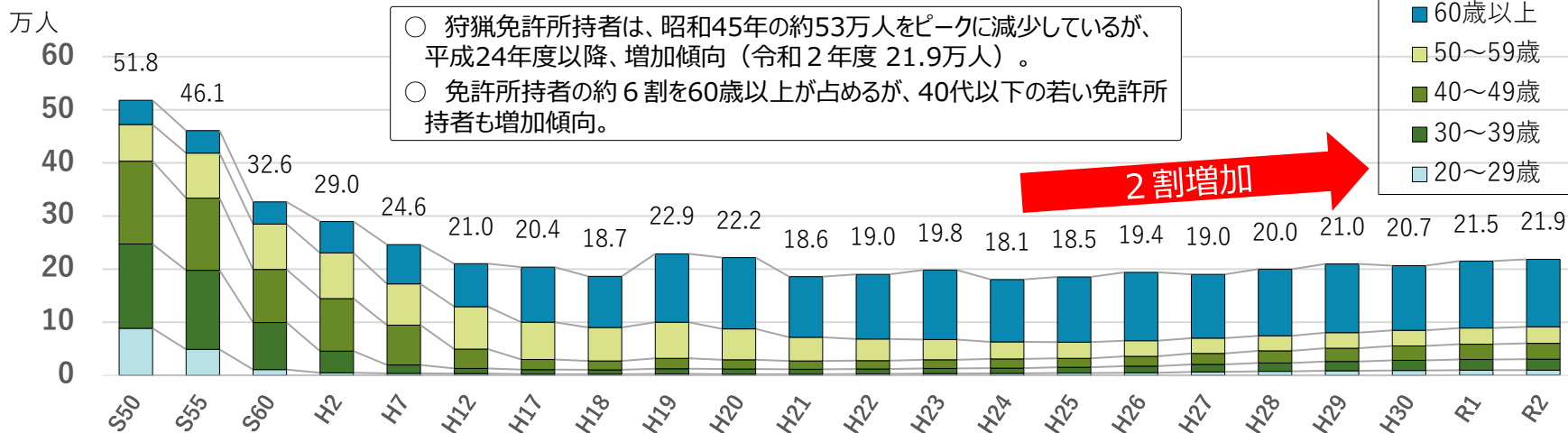
シカに食害されたダイズ



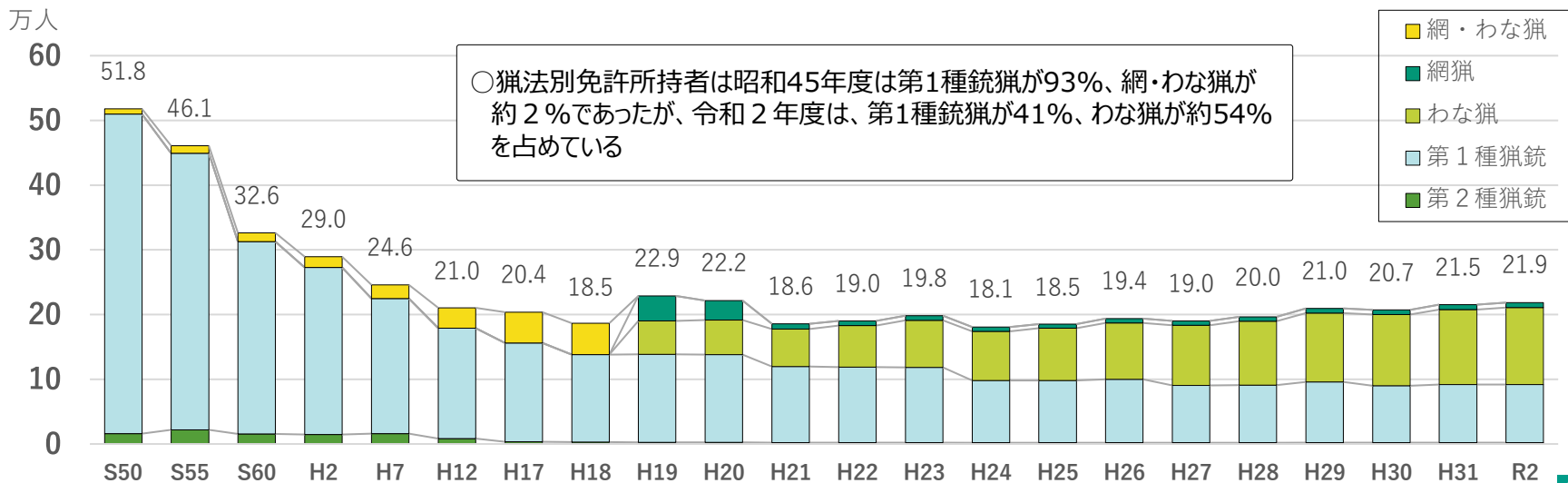
イノシシによる水稻の踏倒

狩猟免許所持者数 (S45~R2)

全国の年齢別狩猟免許所持者数



全国の猟法別狩猟免許所持者数



鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の一部を改正する法律について【平成26年5月30日公布】

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少



鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える（第1条）。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】

生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること

鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める（第4条）。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。

（第14条の2）

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※ 平成27年5月29日（一部は公布日施行）

題名、目的等の改正（第1条、第2条）

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律

【目的（第1条）】

この法律は、鳥獣の保護**及び管理**を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（**生態系の保護を含む。以下同じ。**）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

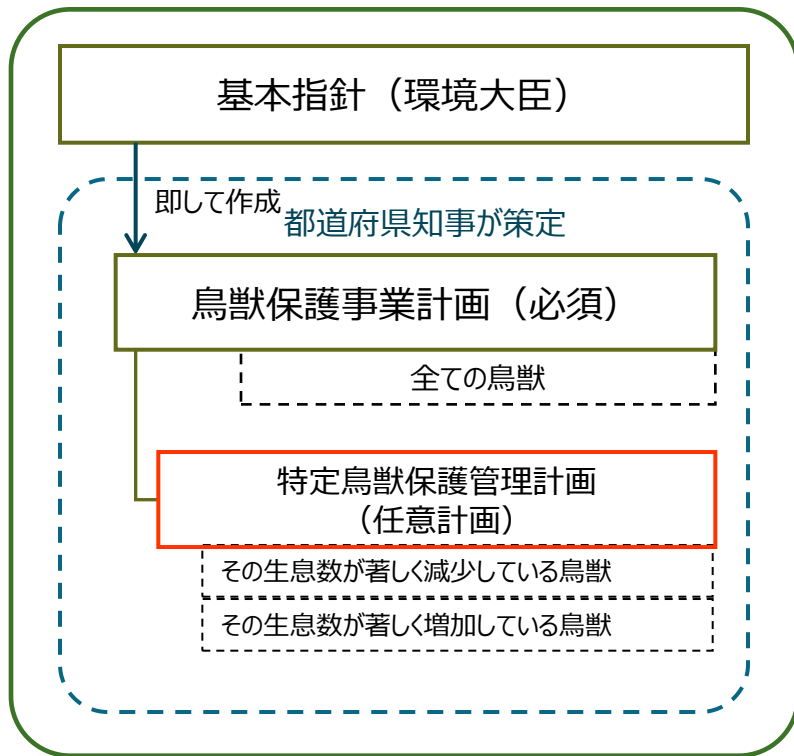
【定義（第2条）】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

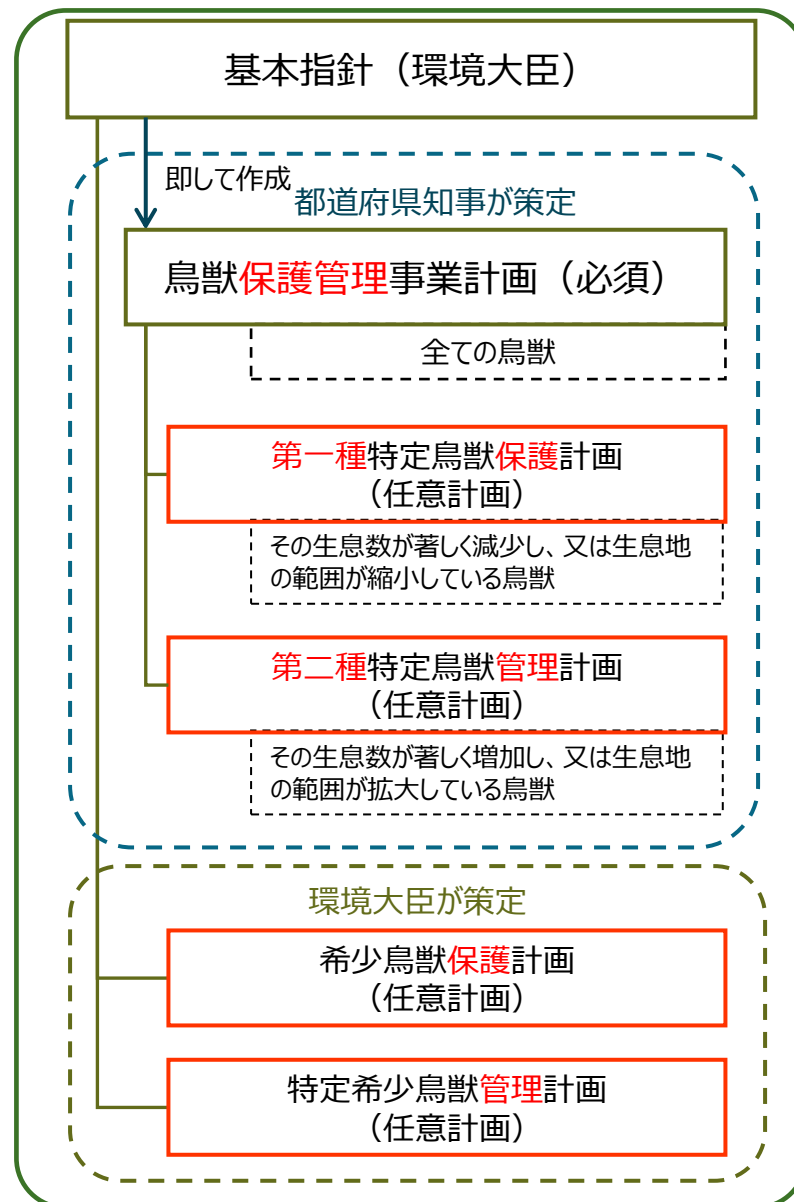
- 鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- **鳥獣の管理**：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

施策体系の整理（第3条、第4条、第7条～第7条の4）

【改正前】



【改正後】



【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】

指定管理鳥獣※の指定 （環境省）

- ※ 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるもの
- ※ ニホンジカ・イノシシ・クマを指定

基本指針に「指定管理鳥獣の管理に関する事項」を記載（環境省）

第二種特定鳥獣管理計画に指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関することを定める
（都道府県）

指定管理鳥獣捕獲等事業に関する
実施計画（都道府県）

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 （都道府県又は国の機関）

- ※ 事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、委託することができる。

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止（法第8条）を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止（法第38条第1項）を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

鳥獣の捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、狩猟や許可を受けた場合等を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。
- 行政自ら捕獲にあたる指定管理鳥獣捕獲等事業、緊急銃猟は、捕獲の禁止の適用除外。

捕獲の分類	狩猟 (登録狩猟) 法第11条	許可捕獲 法第9条			指定管理鳥獣捕獲等 事業 法第14条の2	緊急銃猟 法第34条の2
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (被害の防止)	鳥獣の管理 (数の調整)		
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	生活環境、農林水 産業等の被害防止	生息数または生息範囲の抑制		人の生命又は身体 に対する危害の防止
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種 特定鳥獣	指定管理鳥獣 (コホジカ・イソジ・クマ類)	危険鳥獣 (イソジ、クマ類)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)				銃器
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間	危害防止の措置を 緊急に講ずる必要 があるとき
実施区域	鳥獣保護区や休 猟区等の狩猟禁 止の区域以外	許可された区域			事業実施区域	人の日常生活圏等
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関	市町村長
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等	市町村の職員又は 市町村長から委託を 受けた者
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託	市町村長からの指示 又は委託 15

認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入（第18条の2～10）

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者（法人）

申請

都道府県知事

認定の基準

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

- ※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。
- ※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合 ↓ 認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

期待されること

- ・ 科学的な計画に沿った、計画的・組織的な鳥獣の捕獲等を確実に実施していくこと
- ・ 将来的には地域の鳥獣管理の担い手になること（調査計画策定、モニタリング、評価等への関与等）

認定の効果

<法令上の効果>

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となる（全ての基準を満たした事業者に限る）
- 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
- 従事者の適性試験の免除
- 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）
- 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

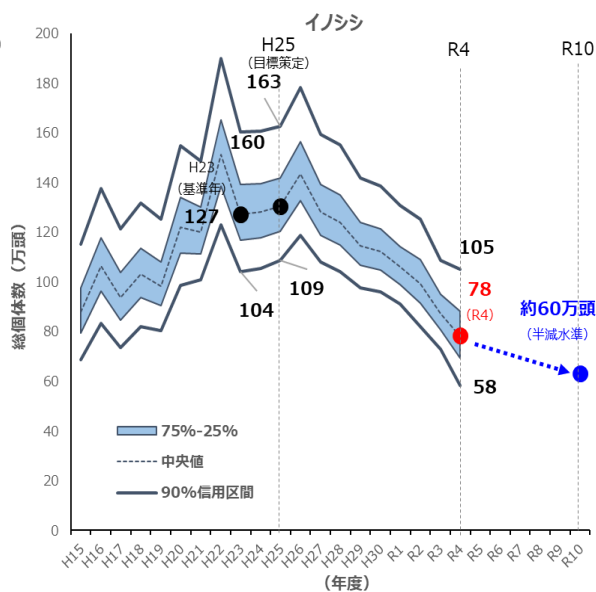
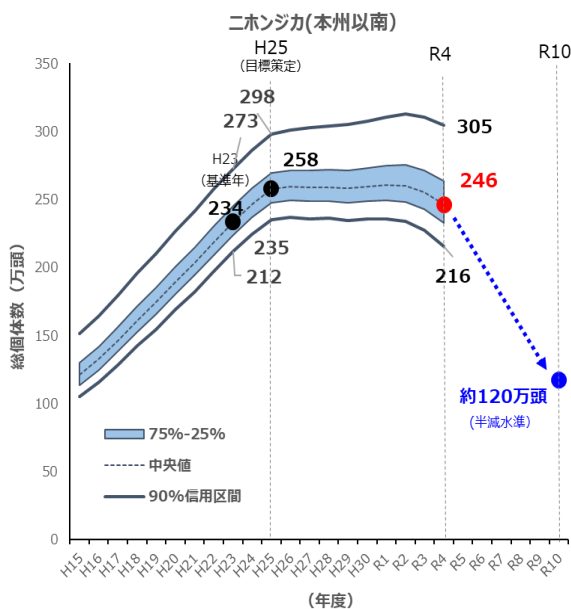
- 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化 等

抜本的な鳥獣捕獲強化対策

ニホンジカ・イノシシの半減目標

- ニホンジカ、イノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境への被害が拡大・深刻化。
- 平成25年12月、環境省と農林水産省で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定。**ニホンジカ・イノシシの個体数の令和5年度までの半減**（平成23年度比）を目指し、捕獲対策等を強化。
- その結果、イノシシは順調に減少する一方、ニホンジカは未だ高い水準にあり、令和5年度の目標達成は難しいことから、令和5年9月に環境省と農林水産省で、**目標の達成時期を令和10年度まで延長**することを公表。
- 環境省では、**指定管理鳥獣対策事業**により、都道府県によるニホンジカ・イノシシの捕獲対策等を支援。

ニホンジカ・イノシシの推定個体数



【出典】環境省 ※ 新たな捕獲データ等を追加して過去に遡って個体数を推定するため、今後の推定個体数も変化する可能性がある。

指定管理鳥獣対策事業

- 都道府県等が奥山等において実施する指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲対策や被害対策等に対する交付金。

- ・令和7年度予算額：合計27億円
（令和7年度当初2億円、令和6年度補正25億円）
- ・令和6年度は45都道府県2協議会が本交付金を活用し、約5万9千頭を捕獲



1979年



2009年

シカによる高山帯のお花畑の被害（南アルプス国立公園）
写真：増沢武弘氏

ニホンジカ・イノシシの捕獲数の変化

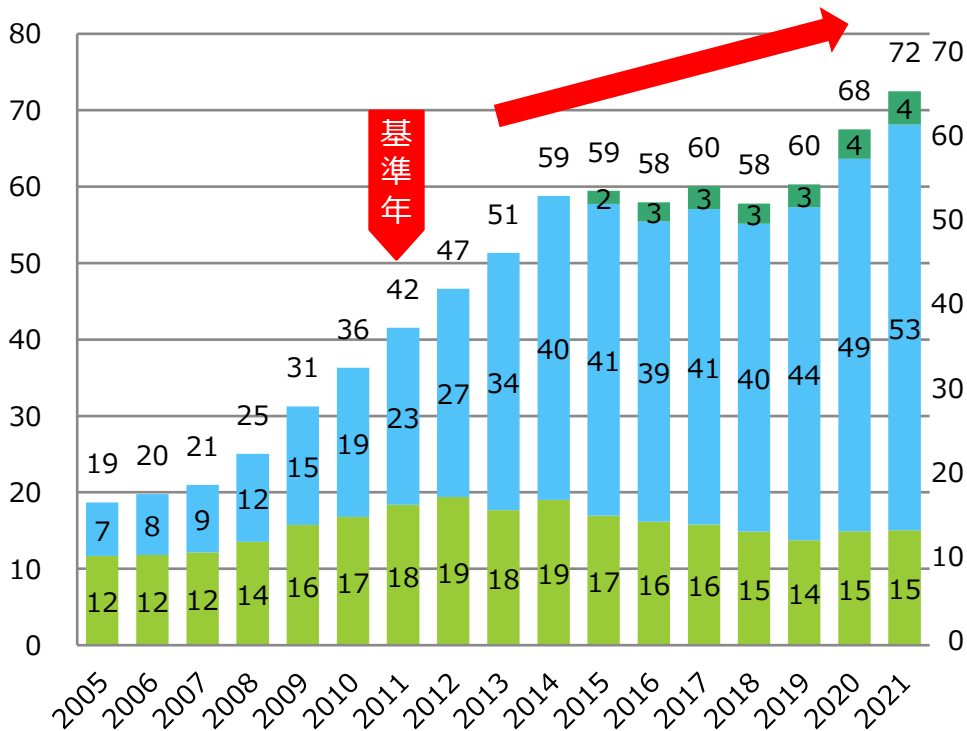
- ニホンジカの捕獲頭数は、近年60万頭前後で推移し、2011年から約1.7倍。2021年は過去最高を記録
- イノシシの捕獲頭数は、2011年から約1.7倍。これまでの捕獲の取組や豚熱の影響により生息頭数が減少してきていると考えられ、2021年には捕獲頭数が大きく減少
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は15年で約1/3から約3/4に増加

ニホンジカ・イノシシの捕獲数（捕獲種別）

(万頭)

ニホンジカ

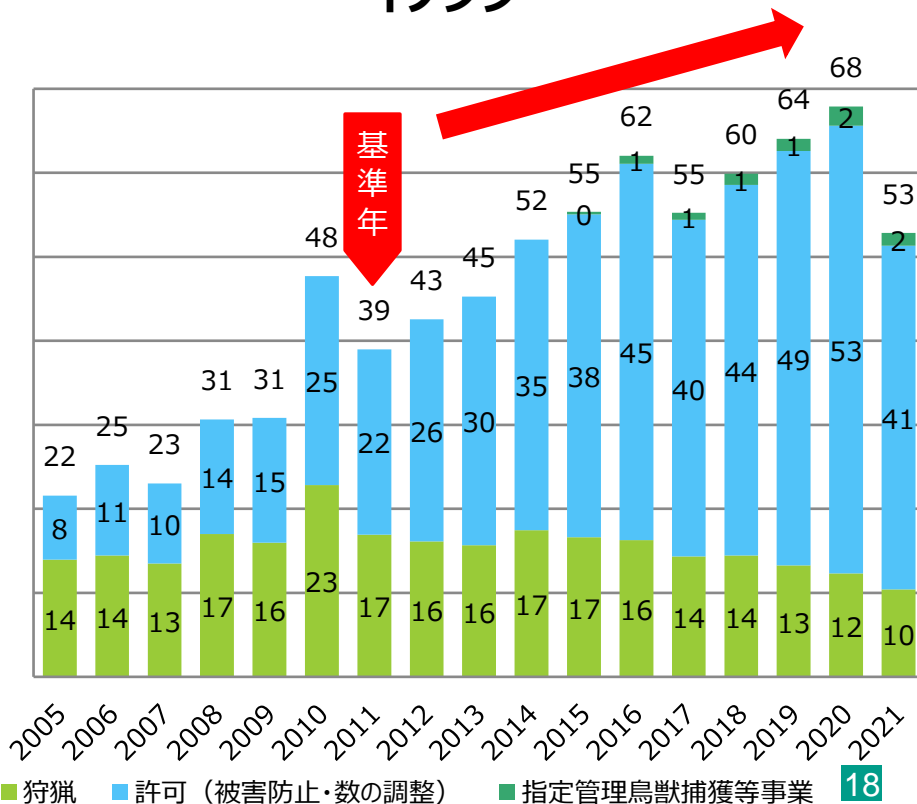
1.7倍



(万頭)

イノシシ

1.7倍



2. 科学的・計画的な鳥獣保護管理

鳥獣保護管理の3本柱

- 人口減少・高齢化の進行による中山間地域を中心とした人間活動の縮小
- 鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況
- 個体群管理・生息環境管理・被害防除対策**の3つの実施による鳥獣保護管理の一層の推進が必要



科学的・計画的な鳥獣保護管理の必要性

- 鳥獣保護管理は不確実性を有する自然を対象に取り扱うもののため、**科学的かつ計画的な目標の設定**を行い、**事業計画等を順応的に見直していく姿勢**が重要
- 生態学的な考え方、鳥獣保護管理事業の実施結果の客観的な情報、農林水産業に関する情報、社会科学的な知見も重要
- 多岐にわたる情報を収集・整理するためには、調査を計画的に実施し、得られた知見を事業結果の評価に活かすことが不可欠



科学的・計画的・順応的な計画（特定計画）の作成が必要

環境省は、特定計画の作成や見直しのための**技術ガイドライン**を整備

特定計画（第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画）

- 科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的に作成する。
- 地域個体群の長期的にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる事業を組み合わせた内容を記載。

令和7年4月現在

計画の名称		策定都道府県数
鳥獣保護管理事業計画 ※ 都道府県の鳥獣行政の基本的な計画（5年計画）		47都道府県
特定鳥獣保護・管理計画 ※ 第一種特定鳥獣保護計画 生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣について、保護を図る必要があると認められるもの ※ 第二種特定鳥獣管理計画 生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、特に鳥獣の管理を図るための計画（3～5年計画）	ニホンジカ	二種：45都道府県
	イノシシ	二種：45府県
	ニホンザル	二種：29府県
	クマ類	二種：22道府県 一種：1県
	ニホンカモシカ	二種：8県
	カワウ	二種：8県
	ゴマフアザラシ	二種：1道
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（令和6年度） ※ 第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための実施計画（1年計画）	ニホンジカ	40都道府県、1協議会
	イノシシ	24県、1協議会
	クマ	4道県

3. 鳥獣保護管理の体制の整備

捕獲の担い手の増加・育成のための取組

狩猟者、捕獲者の育成

○ 狩猟の社会的意義や魅力を伝える普及啓発やイベントの実施（環境省、都道府県）

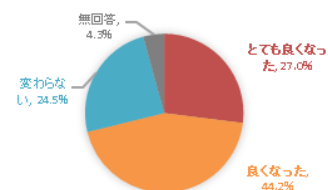
※環境省が実施した捕獲の担い手のきっかけをつくる「狩猟フォーラム」

では、令和5年末までに33都道府県で開催し、延べ約9,500人(1会場平均250人)が参加。

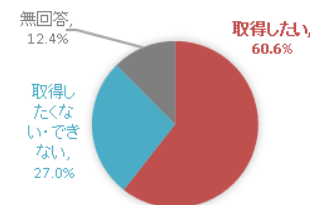
※令和5年度は初めてオンラインで開催。(R6は未開催)

→フォーラムが狩猟のイメージ向上、免許取得への意欲向上につながり、狩猟免許受験者の増加にも寄与

フォーラム参加後の狩猟のイメージ



フォーラム参加後の免許取得希望



狩猟者、捕獲者の負担軽減

○ 公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を免除

※平成27年度より狩猟登録者の6割以上となる有害鳥獣捕獲従事者へ措置が適用され、経済的負担を軽減

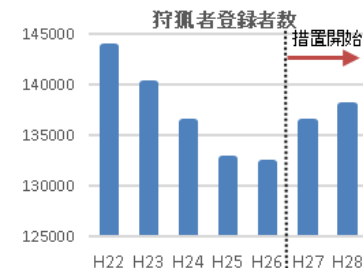
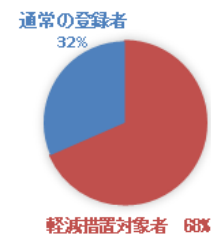
(現在の措置は令和5年4月～令和10年3月末まで。)

R6年度以降も延長されている状況)

→減少傾向にあった狩猟者登録者数の下げ止め、回復傾向に寄与

○ 都道府県等における狩猟者の負担補助

狩猟税の軽減措置状況



狩猟の拡大、推進

○ 都道府県の狩猟による捕獲経費支援を実施（環境省、R3～）

○ わな猟・網猟の免許取得年齢を18歳以上に引き下げ（環境省、H27～）

- **鳥獣行政に関わる地方公共団体職員等向けの人材育成研修**
 - ・ 理論編（動画配信）：野生動物管理に関する基礎的な知識や特定計画の理解
 - ・ 実習編（現地実習）：被害発生状況や防除法、モニタリング手法の理解

- **認定鳥獣捕獲等事業者講習会及び夜間銃猟安全管理講習会**
 - ・ 安全管理及び技能知識：捕獲等事業者の認定の基準である知識の獲得
 - ・ 夜間銃猟安全管理：夜間銃猟をする際の認定の基準である知識の獲得、技能の確認

- **鳥獣保護管理に係る人材登録事業（のべ181名）**
 - ・ 鳥獣保護管理プランナー：鳥獣保護管理の計画の策定にあたって助言を行う
 - ・ 鳥獣保護管理捕獲コーディネーター：現場において捕獲や被害防止対策の指導を行う
 - ・ 鳥獣保護管理調査コーディネーター：必要なモニタリングや調査を行う

→民間の資格制度との連携、交付金事業での活用

→登録者の活用促進事業を実施（登録者を研修等に招へいする際の謝金・旅費を支援）

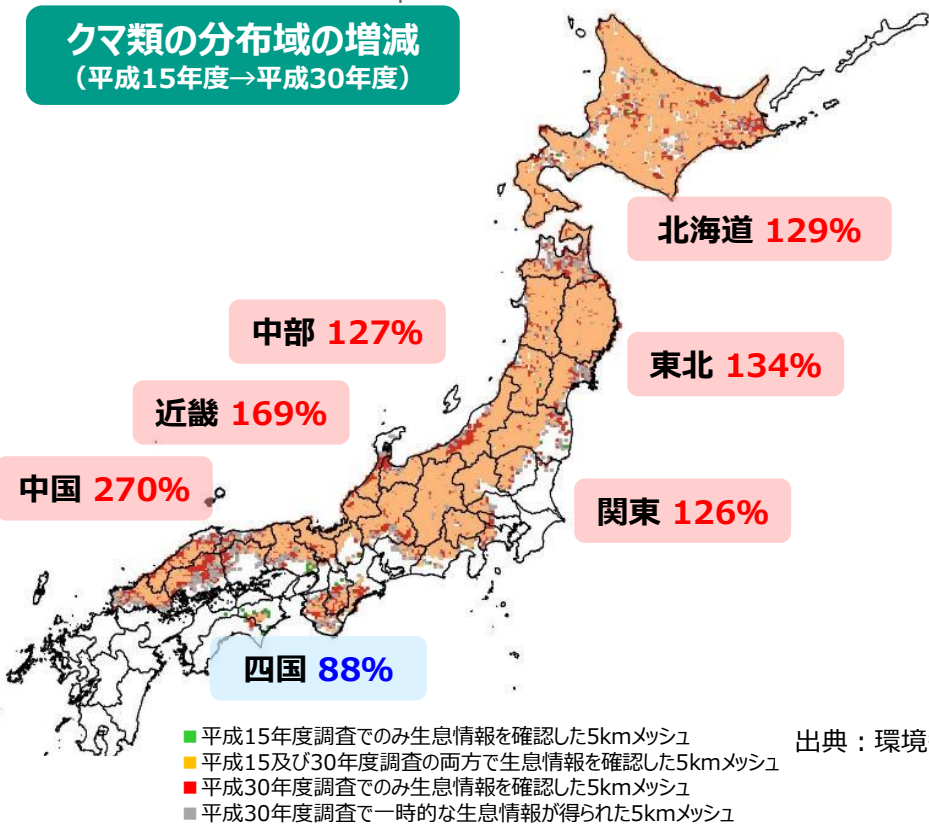
- **都道府県における専門的職員の配置状況（毎年公表 R6.4時点）**
 - ・ 専門的職員を配置している都道府県数 37 / 47（79%）
 - ・ 1都道府県当たりの専門的職員の平均配置数 4.5人

4. 近年のトピック（緊急銃猟制度等）

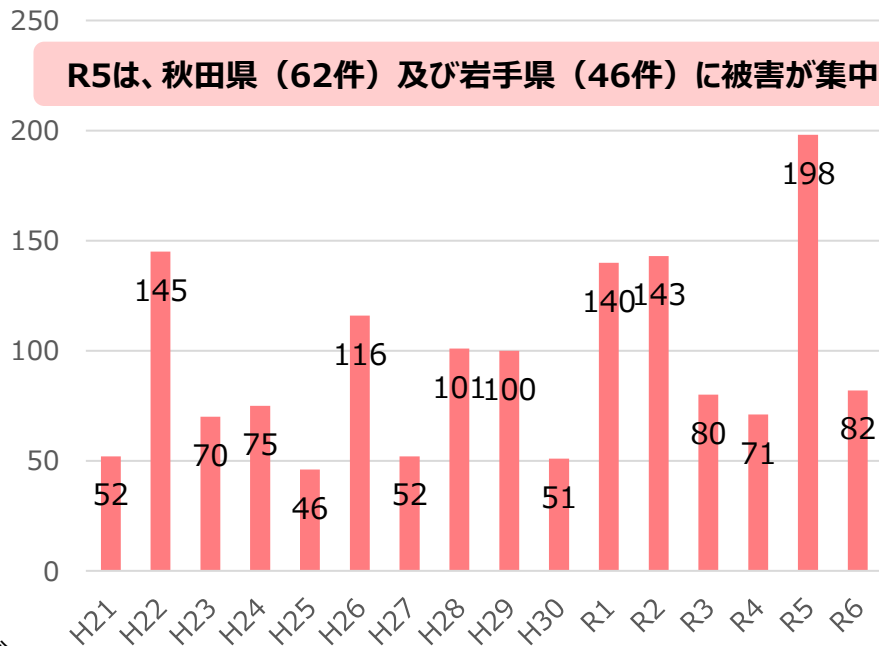
クマ類の生息・被害の状況

- **ヒグマ**は、平成15年度と30年度の比較で、**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の**推定個体数**は11,700頭（中央値）で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.4倍に拡大**。他方、四国は分布域が縮小、九州は既に絶滅。本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は現状維持**。
- 人口減少・高齢化等により、**クマ類の分布が人の生活圏周辺まで拡大**する中、令和5年度は、秋の東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、クマ類による**人身被害が過去最多（198件、219人）**を記録。

クマ類の分布域の増減 (平成15年度→平成30年度)



クマ類による人身被害件数



出典：環境省

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」を取りまとめ。
- 対策の基本的な考え方は、**クマ類の地域個体群を維持**しつつ、**人の生活圏への出没防止**により、**人とクマ類のすみ分け**を図る。
- その実現に向け、「**ゾーニング管理**※1」、「**広域的な管理**※2」、「**順応的な管理**※3」の**3つの管理**を推進。

※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分 ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理 ※3：事業のモニタリングにより、より適切な管理方法を適用

指定管理鳥獣の指定

- **クマ類を指定管理鳥獣**※に指定（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）。**都道府県等への技術的・財政的支援**が必要。
- **捕獲に偏らない対策**が必要（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成 など）。

※ 都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣

人の生活圏への出没防止

- 放任果樹等の**誘引物の管理**、**電気柵**の設置、**追い払い**、山林、耕作放棄地、移動ルート**の緑地の刈り払い**、**緩衝帯**の整備が必要。

出没時の対応

- **市街地等での銃による捕獲**について、**鳥獣保護管理法の改正**も含めて、**対応方針の検討・整理**が必要。

人材育成・配置 他

- 都道府県・市町村への**専門的な人材**の育成・配置、**捕獲技術者**の育成・確保が必要。
- **ICT等を活用**した出没情報の提供、モニタリング手法の開発が必要。
- **過度な苦情への対応**、**四国個体群の保全強化**等が必要。

クマ類保護及び管理に関する検討会

(第1回)令和5年12月26日(火)

- クマ類の生息状況、被害状況等について
- ヒアリング(北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県)

(第2回)令和6年1月9日(火)

- ヒアリング(大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、日本自然保護協会、知床財団、NPO法人ピッキオ)
- 論点の整理

(第3回)令和6年2月8日(木)

- 「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の決定

(検討委員) ※五十音順

- 大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
- 小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
- 近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
- 佐藤 喜和 酪農学園大学 農食環境学群 教授
- 澤田 誠吾 島根県西部農林水産振興センター 主幹
- 山崎 晃司 東京農業大学地域環境科学部 教授 ※座長
- 横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

環境省の主な取組

- **指定管理鳥獣の指定**（鳥獣保護管理法省令の改正）
※令和6年4月16日に公布・施行
- **指定管理鳥獣対策事業交付金の拡充**（クマ類の追加）
- **人の日常生活圏での銃猟に係る鳥獣保護管理法の改正**
※令和7年9月1日に緊急銃猟制度が施行

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住居集合地域や建物内での銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（令和7年4月に改正法が成立、同年9月に施行）（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的な情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病害虫被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の一部を改正する法律



人の日常生活圏に**クマ等**が出没した場合に、**地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能**とする。



ツキノワグマ

イノシシ

■ 背景

クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる**人身被害の人数が過去最多**※1

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）

現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等**※2における銃猟、**建物・乗物・飼養動物**に向かって**する銃猟、夜間の銃猟を禁止**（第38条）。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅、その他の多数の者の集合する場所。

現に危険が生じている場合は、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、**膠着状態**にある場合において、**より予防的・迅速な対応を可能とする必要**。

■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

○市町村長は、

- ①**危険鳥獣**（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する**危害を防止する措置が緊急に必要**で、
- ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、
- ④避難等によって**地域住民等に弾丸が到達するおそれがない**場合には、**危険鳥獣の銃猟を捕獲者**※4に委託して実施させることができる（**緊急銃猟**）（第38条の適用除外）。

※3 侵入するおそれが大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

○緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施**。
- ・市町村長は、**都道府県知事**に**応援**を要請することができる。
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、**市町村長が補償**※5。

※5 保険により対応することを想定



北海道斜里町提供
市街地に出没したヒグマ



福井県提供
建物の中庭に侵入したツキノワグマ



北海道札幌市提供
対応に当たる銃器所持者等

クマ等が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

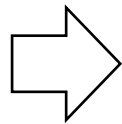
<施行期日> 公布の日から起算して**6月**を超えない範囲で政令で定める日（令和7年9月1日）

※上記法案による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施

危険鳥獣（第2条第6項）

<定義>（要綱第一）

「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣をいうものとする。 （第2条第6項関係）



危険鳥獣を定義に追加。
ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシの3種を対象として定めることを想定。

危険鳥獣の考え方

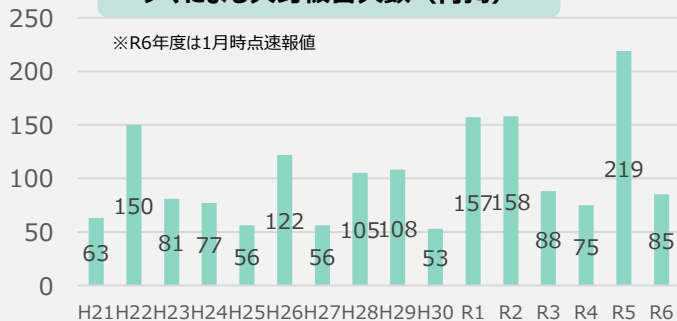
人の日常生活圏での銃器の使用
 ……生活環境の安全の観点から望ましい方法ではない

銃猟を認めるとしても、
可能な限り限定する必要

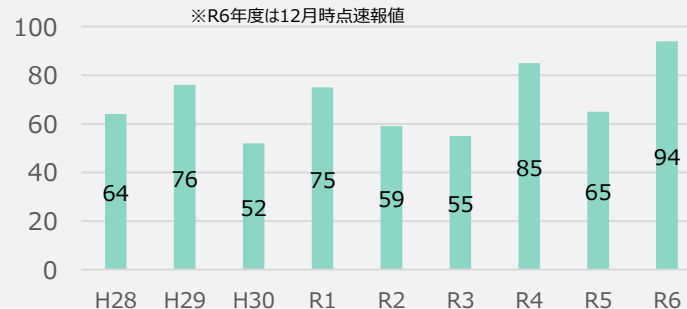
**人身被害リスクの高い
 鳥獣に限定**

- ・現に人家周辺での人身被害が多数確認されている
- ・銃猟以外の猟法によっては的確かつ迅速に捕獲等を行うことができない場合がある

クマによる人身被害人数（再掲）



イノシシによる人身被害人数



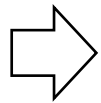
※特にクマに関しては、死亡事故が発生する年も多く、例えば令和5年度の死亡者数は6名となっている。

緊急銃猟（第34条の2）

＜緊急銃猟＞（要綱第四）

- ・市町村長は、住居等又はその付近において、危険鳥獣について銃猟をすることができる。
- ・市町村長は、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者（※）に委託して緊急銃猟を実施させることができる。（第34条の2関係）

※狩猟免許を受けた者であることその他適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者



下記条件を満たした場合に限り、市町村長の責任下で住居等での銃猟を可能とする。

緊急銃猟の条件

観点	条件
場所	<u>危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと</u>
緊急性	<u>当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があること</u>
方法	<u>銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であること</u>
安全性の確保	<u>銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないこと</u>

<緊急銃猟等のための土地の立入り等>（要綱第五）

市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができるものとする。（第34条の3 関係）

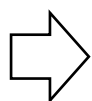
⇒ **必要な場合には、私有地や障害物がある場所でも緊急銃猟等を可能とする。**

想定される具体的な行為の例

- ・私有地に侵入した危険鳥獣に向かって発砲するための土地の立入り
- ・矢先に存在する障害物の除去
- ・死亡した危険鳥獣を回収するための土地への立入り

＜安全を確保するための措置＞（要綱第六）

- 一 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができるものとすること。（第34条の4第1項関係）
- 二 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができるものとすること（第34条の4第2項関係）



安全に緊急銃猟を行うために、通行制限、避難指示を可能とする。

緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのある場所の具体例

- ・ 人への弾丸の到達のおそれがある場所
- ・ 弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命又は身体に危害が及ぶおそれのある場所
- ・ 弾丸が着弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによって人の生命又は身体に危害が及ぶおそれのある場所

通行制限・避難指示の具体例

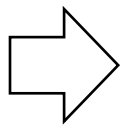
- ・ 一定の人や車両（例：緊急自動車）を除いて通行を認めないこと
- ・ 銃器の使用によって人の生命又は身体に及び得る危害を防止するために、一時的に現在の場所から移動すること

※警察と協力・連携して対応

都道府県知事に対する応援の要求等（第34条の5）

＜都道府県知事に対する応援の要求等＞（要綱第七）

市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は緊急銃猟等のための土地の立入り等の措置若しくは安全を確保するための措置を講ずるため、応援を求めることができるものとすること。（第34条の5 関係）



市町村の職員数やノウハウの不足により、緊急銃猟の実施に係る事項について、市町村職員のみでは十分に行うことができない場合に、都道府県知事に対し、**人員の応援を求めることが可能**。

想定される具体的な行為の例

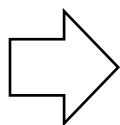
- ・指揮命令への技術的助言
- ・安全確保措置を講ずる市町村職員が移動するための車両を運転する
- ・夜間である場合は当該鳥獣を照明で照らす
- ・通行禁止措置の実施

などの補助的な行為

損失の補償（第34条の6）

<損失の補償>（要綱第八）

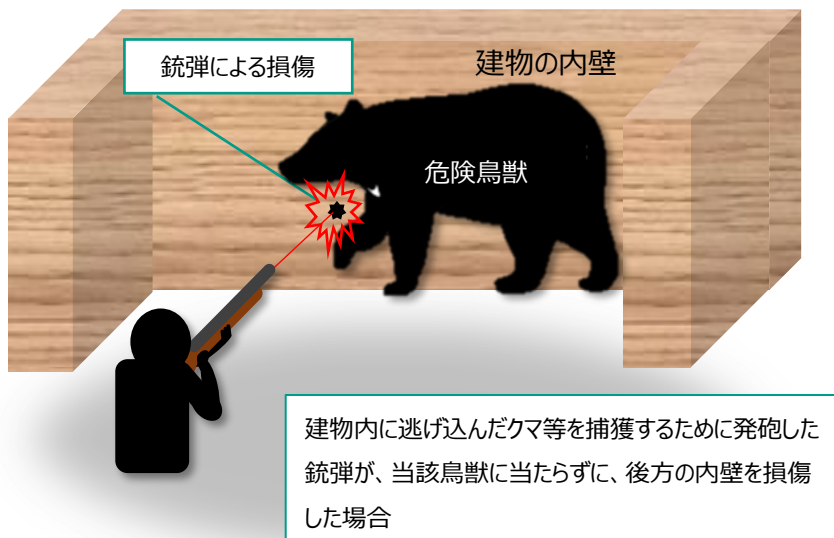
市町村長は、緊急銃猟の実施のため又は緊急銃猟等のための土地の立入り等による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をするものとすること。（第34条の6関係）



緊急銃猟等は市町村長が実施者であり、市町村長の委託を受けて緊急銃猟を実行する者が損失の補償を行うことは適当ではない。このため、実施者たる市町村長が損失を補償する規定を設ける。

※万一、緊急銃猟等により人身事故が生じた場合は、国家賠償法に基づく国家賠償請求を市町村が受けることが想定される。

損失の例



損失補償の流れ

緊急銃猟等による損失の発生



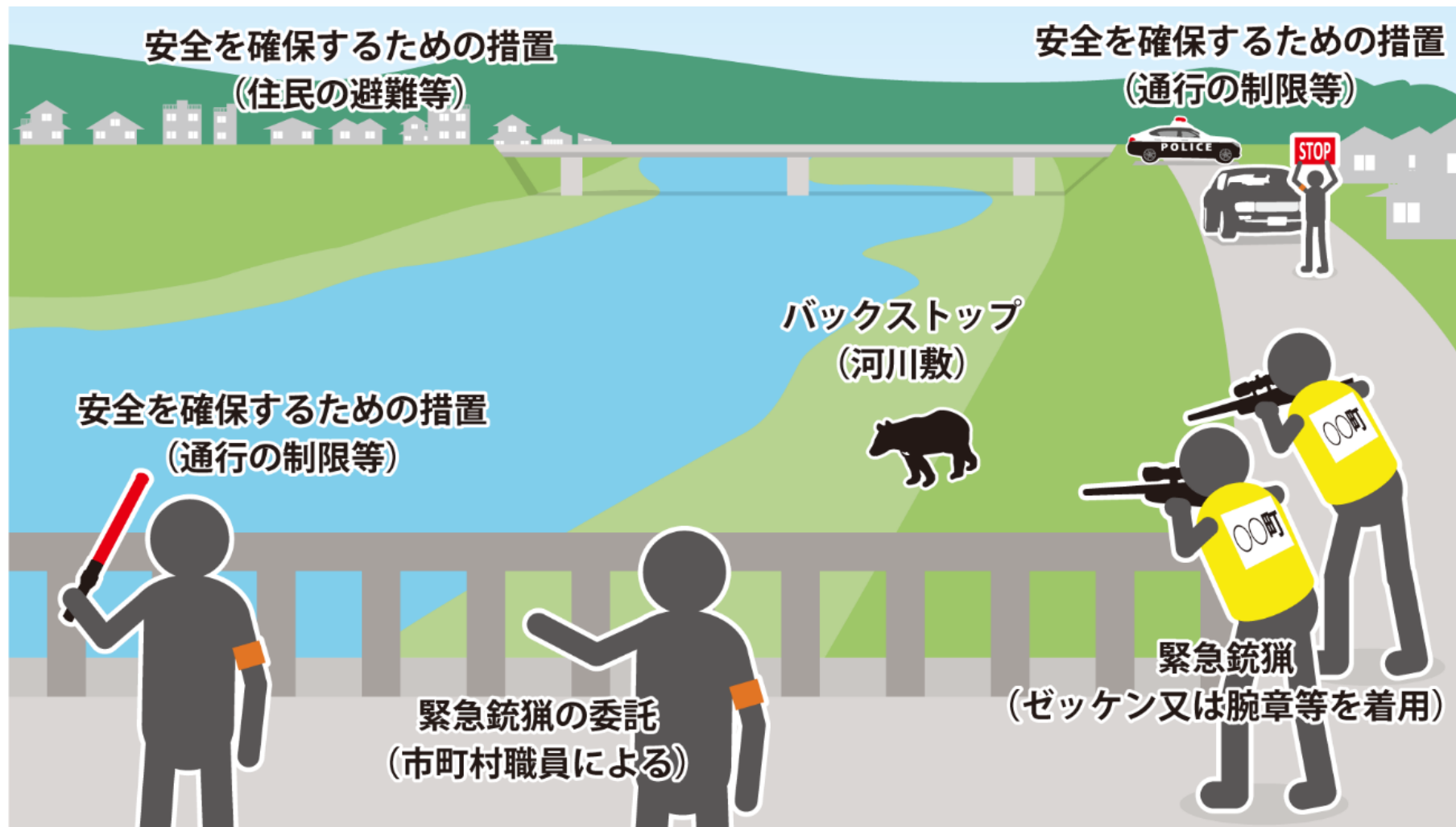
市町村長に損失の補償を請求（被害を受けた者）



補償すべき金額の通知（市町村長）

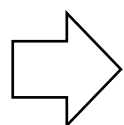
- ・「通常生ずべき損失」とは、建物、乗物等が損壊されていなければ、これらの物件の運用により得られた利益を想定
- ・補償にあたっては、保険の活用を想定
- ※当該保険の保険料については、指定管理鳥獣対策事業交付金により財政支援が可能

(参考) 緊急銃猟のイメージ



＜基本指針、鳥獣保護管理事業計画＞（要綱第二、第三）

- ・国が基本指針において定める事項として、危険鳥獣の管理に関する事項を加えること。（第3条第2項第5号関係）
- ・都道府県が鳥獣保護管理事業計画（※）において定める事項として、危険鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項を加えること。（第4条第2項第8号関係） ※都道府県が行う鳥獣の保護管理に関する最上位のマスタープラン



人の日常生活圏で実施される緊急銃猟に安易に頼ることは適切ではなく、長期的な視点に立った計画的な管理を平時から講じるべきであることから、**国及び都道府県が、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な鳥獣保護管理施策の考え方を示す規定を設ける。**

危険鳥獣の管理施策の考え方イメージ



本規定は、令和9年4月1日に施行予定。基本指針（国）、鳥獣保護管理事業計画（都道府県）については、いずれも5年ごとに審議会を開催して改定を行うこととしており、直近の次回改定時に今般の追加記載事項も盛り込んで改定する想定。

指定管理鳥獣対策事業費



【令和7年度予算額 200百万円（200百万円）】環境省
【令和6年度補正予算額 2,500百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

4. 事業イメージ

(1) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

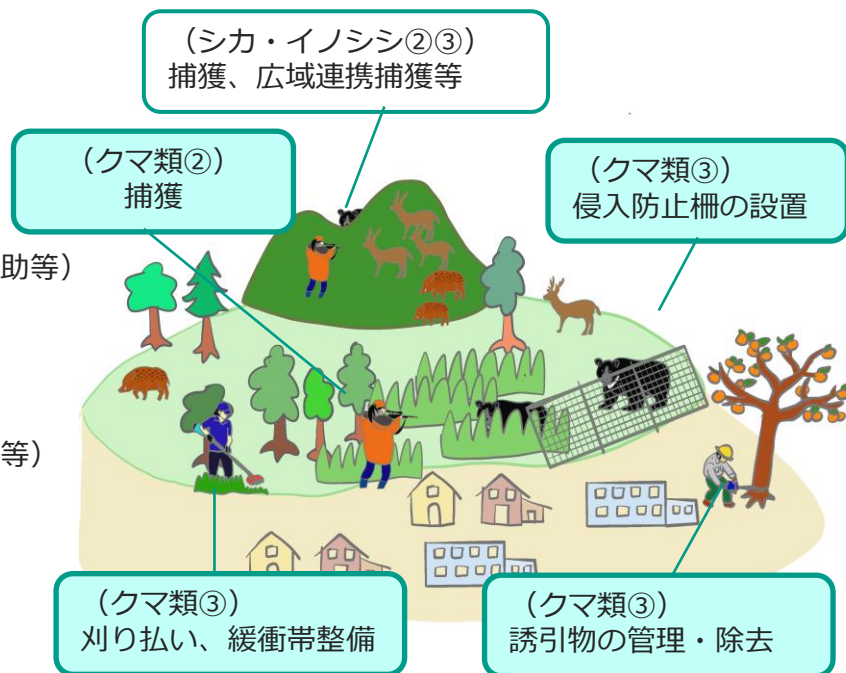
- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、生息状況調査等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発、広域連携による捕獲等）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（認定鳥獣捕獲等事業者等育成の研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（狩猟者育成の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

(2) クマ類総合対策事業【拡充】

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②クマ類の捕獲等（人の生活圏周辺、緊急銃猟等）
- ③出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等）
- ④出没時の体制構築（出没情報収集提供、出没対応訓練、対応マニュアル作成等）
- ⑤専門人材育成（都道府県・市町村職員、捕獲技術者育成の研修会等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県（市町村への間接補助（クマ類））、協議会
- 実施期間 平成26年度～



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

【参考】令和7年度指定管理鳥獣対策事業交付金（ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業）交付対象メニュー

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	交付割合
① 指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画策定等事業	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画又は広域捕獲計画の策定等及びそれに必要な調査並びに捕獲情報の収集等及び事業評価の実施 	都道府県 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施 捕獲個体の搬出・処分の実施 	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはCSFウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲、ニホンジカの生息密度が20頭/kmを超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県が行うニホンジカの捕獲については事業費の2/3以内）
③ 効果的捕獲促進事業	<p><都道府県の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的な捕獲手法の技術開発等 市町村と連携した効果的な捕獲等の取組の実施 都府県連携による捕獲、捕獲個体の搬出・処分の実施 <p><協議会の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 広域捕獲計画に基づく捕獲等の実施 捕獲個体の搬出・処分の実施 	都道府県 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 「効果的捕獲モデル・技術開発タイプ」「市町村連携タイプ」「広域連携タイプ」それぞれ10,000千円を上限とする定額。 ただし、北海道が「市町村連携タイプ」に取り組む場合、4地域までとし、1地域あたり10,000千円を上限とする定額。 ただし、協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に10,000千円を乗じた額を上限とする定額。 都府県において「広域連携タイプ」に取り組む場合、予め、連携を行う都府県が合意の下作成し、連名で作成した「広域捕獲計画（実施要領別記様式第5 別添）」を作成の上、環境省に提出する必要（事業計画の承認申請時に提出できない場合は、作成後速やかに提出）
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等 	都道府県 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ジビエ利用の拡大を考慮した講習会の開催等の狩猟者の育成に向けた取組の実施 	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	<ul style="list-style-type: none"> ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 <ul style="list-style-type: none"> 狩猟で捕獲したニホンジカ及びイノシシを処理加工施設に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 <ul style="list-style-type: none"> 狩猟で捕獲した個体を都道府県が指定する処分施設等に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の適正な処分に必要な取組の実施 <p>（※捕獲個体の搬出が難しいなどの理由で、狩猟者が現地において適切に埋設処分した場合も支援対象）</p>	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 <ul style="list-style-type: none"> 1頭9千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり10千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各2頭目から支払い） 1 処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 頭8千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり9千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各1頭目から支払い） 処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）

【参考】令和7年度指定管理鳥獣対策事業交付金 クマ類総合対策事業 交付対象メニュー

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
①計画策定・調査等事業	<ul style="list-style-type: none"> 特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画並びに広域的な保護・管理の方針の策定等。 上記計画策定に必要な生息・目撃・被害状況等の調査及び捕獲情報の収集等及び事業評価の実施。 	都道府県協議会	-	<ul style="list-style-type: none"> 事業費5,000千円を上限とする定額（都道府県） 事業費10,000千円を上限とする定額（協議会） ただし、いずれも定額を超える事業費分は1/2以内 交付上限額は12,500千円（都道府県。ただし、北海道においては事業費が特別にかかると認められる場合に限り、事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円。）、15,000千円（協議会）
②捕獲等事業	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施。 捕獲個体の搬出・処分の実施。 	都道府県	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の1/2以内（都道府県） 事業費の1/2以内（市町村） （国1/2以内、都道府県1/4以上）
③出沒防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備、追い払い、学習放獣、見回り、学習会の開催、普及啓発の実施。 	都道府県	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の1/2以内（都道府県） 事業費の1/2以内（市町村） （国1/2以内、都道府県1/4以上）
④出沒時の体制構築事業	<ul style="list-style-type: none"> 市街地・集落等への出沒を想定した研修・訓練、出沒対応マニュアルの作成。 ICT等を活用した出沒情報の収集・提供の実施。 	都道府県	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の1/2以内（都道府県） 事業費の1/2以内（市町村） （国1/2以内、都道府県1/4以上）
⑤クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成	<p><都道府県></p> <ul style="list-style-type: none"> クマ類の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上、認定鳥獣捕獲等事業者、捕獲技術者の技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。 <p><協議会></p> <ul style="list-style-type: none"> 保護管理ユニットをベースにした広域的な保護・管理に向けた研修会の開催等、技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。 	都道府県協議会	-	<ul style="list-style-type: none"> 事業費2,000千円を上限とする定額 ただし、定額を超える事業費分は1/2以内

野生鳥獣保護管理に関する人材派遣事業、人材育成研修のご紹介

環境省 鳥獣プロデータバンクからの専門家紹介・派遣支援

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

地方公共団体、農業・林業団体など、鳥獣対策でお困りのみなさま

野生鳥獣対策の専門家派遣を支援します!

環境省「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」のご案内

環境省では、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する**専門家**を「鳥獣プロデータバンク」に登録し、地方公共団体等に紹介する取組を実施しています。「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」では、地方公共団体等の皆様が、専門家の方を研修や技術指導等の活動へお招きするための**謝金や旅費相当額を支援**します。

※ 利用方法や留意点は裏面をご参照ください。

鳥獣プロデータバンクの専門家ができること

鳥獣プロデータバンクには、野生鳥獣の保護管理を専門とする大学、民間企業、地方自治体の職員等が役割に応じた3つの区分で登録されており、鳥獣対策の様々な指導・助言を行います。

分野	鳥獣保護管理 プランナー	鳥獣保護管理 捕獲コーディネーター	鳥獣保護管理 調査コーディネーター
主な役割	行政機関の計画策定の 助言	捕獲・被害防止対策の 指導	モニタリング調査等の 実施・指導

裏面において登録されている専門家の活動を一部紹介!

例えば...

こんな悩みの解決に役立ちます

- ・イノシシの農作物被害防止のためのアドバイスをもらいたい、誰に講師を頼めばよいかわからない。
- ・行政担当者向けの鳥獣保護管理研修を開きたいがニホンジカの管理に詳しい専門家が見つからない。

プロデータバンク事務局へ相談し、専門家を招聘

地域の課題・鳥獣種等に応じた専門家による現地指導・研修を実現



今年も開催!! 鳥獣保護管理に係る人材育成研修業務

- 環境省では、鳥獣保護管理に係る都道府県担当者等向けの研修を毎年実施。
- R7年度は理論編・実習編の2つの構成の研修を開催。

R7年度の内容

【理論編】

野生動物管理の専門的知識の習得、鳥獣保護管理の基礎となる知識に関する講義映像を収録し、環境省YouTubeにて受講希望者に対して限定配信。

【実習編】

理論編での学習内容をベースとして、ニホンジカやクマ類による林業及び生態系被害が発生している地域での実習を実施。①被害発生状況やその防除法、②野生鳥獣のモニタリング手法の理解を深める内容の2泊3日の集合形式。

<参考：R6人材育成研修（実習編）の様子>



実習編(グループワーク)



実習編(クマ樹皮はぎ対策)

狩猟事故防止DVD動画「運命を分ける瞬間（タイム・ゼロ）」



- ① 第1章「狩猟中の事故～矢先の安全不確認～（収録時間13分）」 <https://www.youtube.com/watch?v=vHk2OCaJLTE>
30年以上もの狩猟経験を持つベテランハンターが、イノシシ猟の最中に事故を起こし、人ひとりの命を奪ってしまいます。事故に至るまでの詳しいプロセスや、どうしてこのような事故が起こったのかを解説。
- ② 第2章「猟銃の取り扱い（収録時間9分）」 <https://www.youtube.com/watch?v=ekBFTD8ivYg>
経験の浅い若手ハンターが、暴発事故によって一緒に狩猟していた先輩ハンターに重傷を負わせてしまいます。一つひとつの些細な行動が事故に繋がる第一歩になっているという実例。
- ③ 第3章「わなによる事故（収録時間10分）」 <https://www.youtube.com/watch?v=wP0rllR50A>
念願の田舎暮らしを始めた主人公の息子が、裏山で遊んでいた際、わなにかかってしまいます。鳥獣被害が深刻化する中で必要とされる狩猟者ですが、このような事故やトラブルを防ぐために、狩猟者には何が求められているのかも含め解説。